

J A F 公 認 準 国 内 & ク ロ ー ズ ド

# M S C C ラ リ ー i n 鮫 川

特別規則書



2020年7月12日（日）

オーガナイザー：マツダスポーツカークラブ（MSCC）

協力：JMRC 東京ラリー部会 / JMRC 栃木ラリー部会 / JMRC 群馬ラリー部会



**MAZDA SPORTS CAR CLUB**



## 目 次

第1条	競技会名称	3
第2条	競技格式	3
第3条	競技種目	3
第4条	開催日程および開催場所	3
第5条	プログラム	3
第6条	コース概要	3
第7条	競技会本部(HQ)	3
第8条	オーガナイザー	4
第9条	組 織	4
第10条	参加申込受付期間	4
第11条	参加申込および問い合わせ先(大会事務局)	4
第12条	保 険	5
第13条	参加資格	5
第14条	参加受理および申し込み事項の変更	5
第15条	参加台数	5
第16条	参加車両	6
第17条	クラス区分	6
第18条	公式車両検査	6
第19条	タイヤ	6
第20条	ルート	6
第21条	計時方法	6
第22条	チェックカード及びコントロールシート	6
第23条	チェックポイント(CP)	7
第24条	パスコントロールポイント(PC)	7
第25条	CPの通過方法	7
第26条	CPからのスタート	7
第27条	CPの開設・閉設	7
第28条	減点	7
第29条	競技結果	8
第30条	リタイヤ	8
第31条	参加者の遵守事項および注意事項	8
第32条	罰 則	8
第33条	損害の補償	8
第34条	競技会の中止、延期、取り止め、打ち切り	9
第35条	抗 議	9
第36条	賞 典	9
第37条	本規則の解釈	9
第38条	本規則の施行	9

## 公 示

2020年JAF公認「MSCCラリーin 鮫川」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（以下「FIA」という。）の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い、準国内競技ならびにクロズド競技の併催として開催される。

### 第1条 競技会名称

MSCCラリー in 鮫川

### 第2条 競技格式

JAF公認：準国内、クロズド競技併催 JAF公認番号 2020年 1125号

### 第3条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則「第1種アベレージラリー開催規定」に従ったラリー

### 第4条 開催日程および開催場所

2020年7月12日（日）1日間

福島県東白川郡鮫川村内

ラリースタート/フィニッシュ：福島県東白川郡鮫川村 鹿角平観光牧場

### 第5条 プログラム

6月8日（月）

---

9：00～ 参加申込受付開始

6月30日（火）

---

19：00 参加申込受付締切り

7月6日（月）

---

21：00 HPにてエントリーリスト発表

7月12日（日）

---

07：30～08：20	公式受付	鹿角平観光牧場駐車場
07：40～08：20	公式車両検査	鹿角平観光牧場駐車場
08：20～	第1回審査委員会	鹿角平観光センター
08：40～09：00	ドライバーズブリーフィング	鹿角平観光牧場駐車場
09：31～	ラリースタート	鹿角平観光牧場駐車場
14：00(予定)	ラリーフィニッシュ	鹿角平観光牧場駐車場
15：00(予定)	暫定結果発表	鹿角平観光牧場駐車場
15：30(予定)	正式結果発表	鹿角平観光牧場駐車場
15：30(予定)	表彰式	鹿角平観光センター

### 第6条 コース概要

総走行距離：約100km 路面：舗装路(ターマック+グラベル)

### 第7条 競技会本部 (HQ)

福島県東白川郡鮫川村 鹿角平観光牧場

事務局長 西井 敏則 TEL 090-7202-0057

開設日時：7月12日（日）7：00～17：00

## 第8条 オーガナイザー

マツダスポーツカークラブ(略称 MSCC) (JAF 公認クラブ No. 13014)

所在地：〒154-0002 東京都世田谷区下馬 6-24-9 小島アルミ(株)内

TEL 03-3414-0176 FAX 03-3414-0472

代表者名：西井 敏則

URL : <http://www.mazdasportscarclub.jp/>

## 第9条 組織

### 1) 大会役員

- ・組織委員長： 西井 敏則(MSCC)
- ・組織委員： 遠藤 彰(MSCC)、小島 正利(MSCC)

### 2) 競技会主要役員

#### (a) 競技会審査委員会

- ・審査委員長： 山口 昌也(MOSCO)
- ・審査委員： 安田 真也(FQRC)

#### (b) 競技役員

- ・競技長： 遠藤 彰(MSCC)
- ・コース委員長： 遠藤 彰(MSCC)
- ・計時委員長： 成澤 宏樹(MSCC)
- ・技術委員長： 織原 敏明(MSCC)
- ・事務局長： 西井 敏則(MSCC)

## 第10条 参加申込受付期間

- ・受付開始：2020年6月 8日(月) 09:00
- ・受付締切：2020年6月 30日(火) 19:00

## 第11条 参加申込および問い合わせ先(大会事務局)

### 1) 大会事務局 ; 〒251-0056 神奈川県藤沢市羽鳥 2-13-4

TEL : 0466-36-9173(土日・祝日を除く 10:00~17:00) FAX : 0466-36-9173

MSCCラリー in 鮫川 大会事務局 担当 西井敏則

E-mail : [msecrally@mazdasportscarclub.jp](mailto:msecrally@mazdasportscarclub.jp)

### 2) 参加申込

オーガナイザー所定の下記書類に必要事項を記入し署名捺印の上、申込期間中に大会事務局に郵送、もしくは直接提出しなければならない。

提出書類

- ・参加申込書(含む、車両・保険申告/競技出場経歴申告/誓約書)
- ・車検証(写し)
- ・競技用保険証(写し)(競技保険未加入者は第12条参照)

### 3) 参加料金

参加費/クルー 2名 ¥22,000- (BBQ代含む)

参加費 1名追加 ¥2,000-

参加費には、7月12日(日)ラリー表彰式時の食事代(BBQ)を含む

### 4) 支払い方法

参加料は7月6日(月)迄に下記口座へ振り込みのこと。

三菱東京UFJ銀行 広尾支店 普) 1228414

マツダスポーツカークラブ 丸山尚人 (まるやまなおと)

※ 振り込み手数料は申込者の負担とする

## 第12条 保 険

ラリー競技に有効な対人賠償保険、対物保険、ならびに搭乗者保険に加入していること。  
なお、JMRC 関東ラリー見舞金とスポーツ安全保険もしくは JMRC 見舞金制度等に加入することで保険に代えることができる。

(搭乗者保険に関しては JMRC 関東ワンイベント見舞金(¥1,500/名)を人数分加入し、対人賠償保険、対物保険に代え JMRC 関東ラリー見舞金(¥5,000/台)に加入することで保険に代えることができる。)

JMRC 関東の見舞金制度への加入は参加申込書に必要事項を記入して主催者に申込みこと。

## 第13条 参加資格

- 1) クルーは、ドライバーに加え、少なくとも1名をナビゲーターとし、当該自動車検査証の乗車定員欄に記載された定員以内であれば、2名以上のナビゲーターが乗車することができる。
- 2) ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。
- 3) 上記2)における参加資格を満足しない場合でも、オーガナイザーの判断により参加を認める場合がある。
- 4) クルーは当該年有効な JAF 国内競技運転者許可証 B 以上を所持していること。

## 第14条 参加受理および申し込み事項の変更

- 1) 参加受理  
競技会事務局にて参加者の正式受理を決定し、ホームページに参加者一覧を公開することで通知する。
- 2) 参加不受理  
参加不受理の場合は、事務諸経費 2,000 円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、一切返還されない。
- 3) 乗員の変更  
正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、ナビゲーターについては、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 4) 参加車両の変更  
正式参加受理後の参加車両の変更は認められない。但し、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は、同一クラスに限り認められる。
- 5) 参加拒否  
オーガナイザーは参加者に対して、その理由を明示する事なく参加を拒否する権限を保有する。

## 第15条 参加台数

- 1) 総参加台数 40 台までとする。
- 2) 申込台数が 40 台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

## 第16条 参加車両

- 1) 車両の定義  
2020 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編ラリー車両規定に従った R 車両、RJ 車両、RF 車両、RPN 車両、AE 車両、RB 車両 (2002 年ラリー車両規定に従って製作したラリー車両)、F 車両とする。

- 2) 競技車両に搭載するもの
  - (1) 非常用停止表示板(三角反射板)
  - (2) 非常用信号灯(発炎筒)
  - (3) 牽引用ロープ
  - (4) 救急薬品

3) ラリーコンピューターの定義

車両から走行距離情報を取り出し時計と組み合わせて指示速度に対する早遅を表示することができ、かつ、パソコン(指示速度の変更)処理ができる機器、および、アプリケーション。また、ファイナルタイムを表示する(パソコン、タブレットやスマートフォンなどの)ラリーアプリケーション。

3) 電子式トリップメーターの定義

電子式トリップメーターとは、走行距離を算出するための情報を電氣的に取り込む方式のトリップメーター、補正率を入力できるトリップメーター、何らかの方法により走行距離を検出しそれを表示する(パソコン、タブレットやスマートフォンなどの)アプリケーション。

## 第17条 クラス区分

- Aクラス：ラリーコンピューターを含むすべての計測機器を使用可能
- Bクラス：ラリーコンピューター使用不可、電子式トリップメーター使用可能
- Cクラス：車両に搭載の純正トリップメーターのみ使用

## 第18条 公式車両検査

- 1) 場所  
鹿角平観光牧場駐車場
- 2) 車両検査  
規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
- 3) 再検査  
ゴール後、暫定結果に従い、各クラスの1~3位までの車両に対して、再車検を行う場合がある。

## 第19条 タイヤ

使用できるタイヤの種類および本数は制限しないが、使用するタイヤはいかなる場合に於いてもスリップサインが出ていないこととする。

## 第20条 ルート

- 1) 競技のルートおよびその他の必要情報はすべて指示書(コマ図)に記載する。
- 2) オーガナイザーは、天候・道路状況によりルートおよび指示事項を公式通知により変更する場合がある。
- 3) ルートはオーガナイザーが数回の試走を行い、基準を定める。

## 第21条 計時方法

- 1) 公式時刻は、日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
- 2) 計時は車両の前輪の中心がCPラインを通過した時刻を計測する。
- 3) 計時はすべて秒単位で行われ、秒未満を切り捨てる。

## 第22条 チェックカード及びコントロールシート

クルーは指定の時間内にチェックカード等をコントロールシートに貼付し、かつ必要事項を記入したうえでHQに提出しなければならない。

### 第23条 チェックポイント(CP)

- 1) CPは原則として進行方向左側に設置され、CP表示物によってその位置を競技者に明示する。
- 2) CPの位置とその区間の決定は安全を考慮した適切なものとし、CP間距離の規制はないものとする。
- 3) 申告CP(秒計時)を置く場合がある。申告CPでは正解分秒を計算しコントロールシートに記入の上、提出する事。

### 第24条 パスコントロールポイント(PC)

- 1) 各CP間には速度変更地点(PC)を設置することがある。この地点までの所要時間計算の秒はそのまま加算し、秒未满是切り捨てる。
- 2) PCからの指示速度は指示書に記載する。

### 第25条 CPの通過方法

- 1) 特に指示されたCPを除きCP、フィニッシュの発見後、時間調整とみなされる徐行をした場合は競技役員が速やかにチェックインをうながし、さらにその指示に従わない車両はその役員が当該車両を発見した時刻を通過時刻として記録される。
- 2) 各CPのコントロールライン通過後はラインから10m~50m先のCP役員車停止位置に停車してチェックカードの交付を受けること。すでに停車中の競技車のある場合は前方車の後部に順次停車し、前方車が発進してから前進し正しい位置で交付を受ける。
- 3) 競技車はCP役員車の横に競技役員の安全のため三角反射板が設置された場合、これに接触しないよう正しい位置に停車すること。
- 4) 計測ライン上を2台以上の競技車が並進して通過した場合、進行方向右側の車両は計時されない。
- 5) CPに於いて先着車は後続車の進路を妨げてはならない。
- 6) CPの発見は競技者の義務とする。

### 第26条 CPからのスタート

CPからのスタート時刻はチェックカードに記載されている時刻に1分を加えた時刻とする。

(CPカード記載時刻10:45'25"の時>10:46'25"スタート)

### 第27条 CPの開設・閉設

CPの開設は1号車の通過(到着)予定時刻の15分前より開設され、閉鎖は最終号車の通過(到着)予定時刻の15分後を原則とする。ただし、全車の通過(到着)が確認された場合はこの限りではない。

### 第28条 減点

- 1) A,Bクラスは、区間標準所要時間に対する遅早1秒につき1点の減点とする。  
Cクラスは、区間標準所要時間に対する遅早10秒につき1点の減点とする。
- 2) CP不通過車両は1箇所につき1000点とする。
- 3) コントロールシートの提出期限を過ぎた場合、1分につき10点とする。
- 4) コントロールシートの計算間違いをした場合、1箇所につき10点とする。
- 5) CP不成立の区間で他に影響を与えた第一原因車に対しては1000点の減点とする。
- 6) 後続車の進路を妨げた場合は1000点の減点とする。
- 7) CPカードの紛失の場合、オフィシャル控えにより減点を計算し、減点結果に1000点の減点を加える。
- 8) CP発見後、時間調整とみなされる停車をしたとき1000点の減点とする。
- 9) 上記を超える違反は競技会審査委員会の裁定による。また競技会審査委員会は、必要な場

合に上記減点を重くすることができる。

## 第29条 競技結果

- 1) 競技結果は区間標準所要時間に対する減点およびその他減点合計して決定される。
  - ・ 暫定最終結果：当該ラリー終了後発表される暫定結果。
  - ・ 正式最終結果：暫定最終結果発表後、30分が経過し、競技会審査委員会による承認を経た当該ラリーの公式結果。
- 2) 各クルーの成績は減点合計の少ないものを上位とする。同点の場合、減点0の区間の多いもの、それでも同点の場合は減点1の多いもの、減点2の多いもの、減点3の多いものと繰り返し最終的に同点の場合は抽選により決定される。

## 第30条 リタイヤ

- 1) 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- 2) 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。

## 第31条 参加者の遵守事項および注意事項

- 1) 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
- 2) 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- 3) 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- 4) 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつ速やかに進路を譲ること。
- 5) 登録したクルー以外は乗車してはならない。
- 6) クルーは指示された行程を正確に維持しなければならない。尚、何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
- 7) 安全ベルトは必ず装着すること。
- 8) 競技上のあらゆる規定、オーガナイザーの指示に従い、スポーツマンとして公正な行動をとること。

## 第32条 罰 則

参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、失格となる。

- 1) 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
- 2) 道路交通法に違反したとき。
- 3) リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- 4) 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
- 5) チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
- 6) 車両規則違反が発見されたとき。
- 7) 競技中に乗員または車両を変更したとき。
- 8) 参加者または関係者間で不正行為があったとき。
- 9) その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- 10) 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

## 第33条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。
- 2) 参加者はオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を



尽くすことはもちろんであるが、参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者は一切補償責任を負わない。

- 3) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

### 第34条 競技会の中止、延期、取り止め、打切り

- 1) 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。
- 2) オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が5台に満たない場合は、競技を中止または延期することができる。
- 3) 競技中止の場合、事務手数料(2,000円)を差し引き、参加料は返金される。

### 第35条 抗議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
- 2) 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として1件につき21,200円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出されなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
- 3) 競技に関する抗議は競技者のフィニッシュ到着後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、チェックカード及びタイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はその担当オフィシャルの署名を得たもののみ有効とする。
- 4) 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- 5) 成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
- 6) 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
- 7) 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない。

### 第36条 賞典

- A, Bクラス クラス1位～3位 JAFメダル・副賞 4位～6位 副賞  
Cクラス クラス1位 JAFメダル・副賞  
JAFメダルを除き、各クラス参加台数の30%を下回らない範囲で賞典を制限する。

### 第37条 本規則の解釈

本規則ならびに各競技会特別規則書あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

### 第38条 本規則の施行

本規則は2020年6月8日より施行する。

2020年6月8日  
MSCCラリー in 鮫川  
大会組織委員会